

事業所の皆様へ

大阪市第二子等放課後等デイサービス及び障がい児入所支援利用料軽減にかかる給付費

■制度の内容について

きょうだいの中の一人が放課後等デイサービス又は障がい児入所支援を契約により利用し、別のきょうだいが保育所又は認定こども園（保育認定）に通所（通園）しており、**保育料が0円以外**の場合に、放課後等デイサービス又は障がい児入所支援の利用料を軽減するという大阪市独自の制度です。（※全国共通の多子軽減措置とは別の制度です。）

■対象者について

対象は、きょうだいの組み合わせが次の①～③**かつ、保育料が0円以外**の世帯です。利用料の軽減率はそれぞれ次表のとおりです。

	きょうだいの1人目	2人目	軽減率
①	障がい児入所施設（契約）	保育所 認定こども園（保育認定）※	負担上限月額×1/10
②	保育所 認定こども園（保育認定）※	障がい児入所施設（契約）	
③	放課後等デイサービス	保育所 認定こども園（保育認定）※	負担上限月額×1/2

※認定こども園（保育認定）とは・・・

認定区分	利用先		
教育標準時間認定 【1号認定】	幼稚園	認定こども園	
満3歳以上・保育認定 【2号認定】	保育所	認定こども園	
満3歳未満・保育認定 【3号認定】	保育所	認定こども園	地域型保育

認定こども園に通園するこどものうち、**網掛け** 部分の認定を受けている場合に限りです。

教育標準時間認定【1号認定】を受け、認定こども園に通園されている場合や、認可外の施設に通所している場合は、大阪市第二子減免の対象となりません。

認定区分は、区役所から交付している「子どものための教育・保育給付 支給認定通知書」の「支給認定区分」欄をご確認ください。

■軽減の方法について

対象者世帯のその月の利用者負担額から、軽減後利用者負担上限月額を差し引いた額を支給します（計算例1）。

複数の事業所を利用している場合や、きょうだい児も障がい児通所支援を利用している場合は、上限額管理後の利用者負担額から、軽減後利用者負担上限額を差し引いた額を支給します（計算例2）。

【計算例1】放課後等デイサービスを利用しているAさん。

Aさんの世帯の利用者負担上限月額は4,600円です。

Aさんの世帯の大阪市第二子減免の「軽減後利用者負担上限月額」は2,300円となります。

さて、Aさんの4月分の放課後等デイサービスの利用者負担額は4,000円でした。この場合、Aさんの世帯の大阪市第二子減免4月分の支給額は、次のように算出します。

【計算式】 「その月の利用者負担額」－「軽減後利用者負担上限月額」＝ 大阪市第二子減免支給額
(4,000円) (2,300円) (1,700円)

【計算例2】放課後等デイサービスを利用しているBさん。

Bさんの世帯の利用者負担上限月額は4,600円です。

Bさんの世帯の大阪市第二子減免の「軽減後利用者負担上限月額」は2,300円となります。

Bさんには、兄Cさんがおり、放課後等デイサービスを利用しています。

さて、Bさんの4月分の放課後等デイサービスの利用者負担額は2,000円でした。

また、Cさんの4月分の放課後等デイサービスの利用者負担額は400円でした。この場合、

Bさんの世帯の大阪市第二子減免4月分の支給額は次のように算出します。

【計算式】 「その月の利用者負担額」－「軽減後利用者負担上限月額」＝ 大阪市第二子減免支給額
(2,400円＝2,000円＋400円) (2,300円) (100円)

■手続きについて

日程	保護者	各事業所（施設）	福祉局障がい支援課
当初	☐ 申請書（様式第1号・2）を提出 	☐ 申請書等（様式第1号・様式第2号）をとりまとめて提出 	☒ 内容を審査 
審査後	☐ 決定通知書等を受領 	☐ 保護者に決定通知書等を手渡す 	☒ 決定通知書等を送付（様式第3号又は第4号） 
毎月	☐ 大阪市長あて請求書を提出 	☐ 各支給決定者（保護者）から「大阪市長あて請求書」を取りまとめる。 ☐ 請求分給付費について、国保連合会あて提出した「障がい児通所給付費・入所給付費等明細書」の写しを準備。 ※複数の事業所を利用している世帯や、きょうだい児も障がい児通所・入所支援を利用している世帯の場合は、「上限額管理結果票」の写しも準備。 ☐ 給付費支給明細書（様式第8号）を作成。 	
翌月10日		☐ 上記で作成・準備した書類等を提出。 	☒ 内容を審査 
			☒ 支給決定者（保護者）の指定口座あてに振込 

原則として、当初の申請書等（様式第1号・保育料を支払っていることがわかる書類・様式第2号）を受付した日が属する月からの支給決定となります。

事業所（施設）を利用される保護者の方に、「保護者用のご案内チラシ」を渡していただき、対象者がいる場合は、事業所（施設）で取りまとめのうえ、申請書等を提出いただきますようお願いいたします。（※複数の事業所を利用している場合は、全ての事業所ではなく、1箇所の事業所に取りまとめていただくこととなります。）

本制度は大阪市独自の制度であり、全国共通の多子軽減措置とは別の制度です。

事業所におかれましては、毎月の利用者負担額は、通常どおり保護者から事業所あてにお支払いいただいたうえで、国保連合会あての請求も、通常どおり行ってください。

そのうえで、上記フロー図のとおり、毎月、事業所（施設）を通じて給付費の請求に関する書類等を大阪市へ提出いただくことにより、保護者の指定口座あてに直接、第二子減免支給額を振り込みます。

※申請のための様式等は、大阪市ホームページからもダウンロードできます。

<http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000199802.html>

【お問い合わせ先】

大阪市 福祉局 障がい者施策部 障がい支援課

TEL 06-6208-8076

FAX 06-6202-6962